

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記の 3 団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
NPO 法人 ソレイユ	東京都港区新橋 4-2-9	03-4436-1695
国民被害情報センター	東京都中央区日本橋小舟町 1-1-28 日ノ丸ビル 3F	03-6479-0728
紛争処理保全センター	東京都江東区大島 9 丁目 9 番地 3 号 セントラルタワー 3F	03-6362-5290

1 市民からの相談件数 (平成 24 年 12 月 7 日現在)

事業者名	相談件数	相談受付時期
NPO 法人 ソレイユ	1 件	平成 24 年 11 月 28 日
国民被害情報センター	3 件	平成 24 年 12 月 4 日、5 日
紛争処理保全センター	5 件	平成 24 年 12 月 3 日、4 日、5 日、6 日

2 相談状況

事業者にお金を支払った等の被害事例はありません。

事業者名	相談事例
NPO 法人 ソレイユ	(相談者：70 代 男性) 札幌市で公表している不当請求事業者の手口に似た通知が届いたので情報提供したい。
国民被害情報センター	(相談者：40 代 女性) 訪問販売の未納料があると訴訟内容確認通知が届いた。訪問販売は一度も利用したことがなく不審。
紛争処理保全センター	(相談者：60 代 女性) 当該事業者から訴状通知書が届いた。このまま放置すると原告の主張どおりとなるので、必ず連絡をするようにと書いている。対処法は。

3 添付資料 (市民に送付された不当請求文書)

NPO 法人 ソレイユ・・・・・・・・別添 1

国民被害情報センター・・・・・・・・別添 2

紛争処理保全センター・・・・・・・・別添 3

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

告発通知

■■■■ (以下「貴殿」という。)が以前購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した数グループが当団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけにより、平成24年7月に組織的処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、わいせつ物頒布等の罪により警視庁に摘発されました。

このたび、被害者女性及び被害者児童の保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を公的機関に提出し告発します。

告発後、貴殿に対し警視庁及び管轄警察署から事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることになります。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2. 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

刑法

第一七五条

1 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、行為を反省し改心する事を誓い、被害者に対して謝罪の気持ちがあるなら、告発を取り止めることもできます。

告発を取り止めたい者は平成24年■■月■■日(■)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者とのかわりや、啓発・提言活動を通じて、性的搾取や労働力搾取を目的とした人身取引問題に取り組み、日本を人身取引問題のない社会にすることを目指しています。

顧問弁護士 ■■■■

NPO法人 ソレイユ

東京都港区新橋4-2-9

受付時間 平日午前10時～午後5時

03-4436-1695

訴訟内容確認通知

平成24年

管理番号 () 第 号

この度ご通知致したのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当破会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜いますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

※当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではなく確認をさせていただいておりますので予めご了承ください

このままご連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日等出状遅滞法に出廷となります。

尚、そのまま出廷されない場合は執行官主催のもと、あなたの給料や財産の差押えをされてしまう事がありますので十分ご注意ください。

最近個人情報と悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町1-1-28 日ノ丸ビル3F

(相談窓口) 03-6479-0728

国民被害情報センター

訴状通知書

管理番号 () 平成24年 月 日

紛争処理保全センターは保全の立場から当該会社(原告側)が貴方に対して管轄裁判所に訴状申請された事を通知する事と並びに貴方への訴訟内容の正当性を確認するための機関です。訴状申請された当該会社、訴訟内容の確認につきましては担当職員にて受けたまわりますので早急に確認してください。尚、故意に放置しておくこと原告側の言い分どおりの判決を下され執行官立ち合いの元あなたの給料や財産の差し押さえをされてしまう事もありますので十分ご注意ください。

※身に覚えが無い場合でも個人情報が悪用される手口も最近では見受けられるので必ずご連絡して下さい。ご連絡が無い場合は訴状が受理され次第、管轄裁判所からの呼出状送達後に出廷となります。

※やむを得ず代理の方がご連絡される場合は代理の方の本人確認が必要になりますのでご了承ください。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

(相談窓口) 03-6362-5290

〒136-0072 東京都江東区大島9丁目9番地8号セントラルタワー8F

紛争処理保全センター